生駒市条例第45号

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

生駒市長 山 下 真

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例

RAKU-RAKUはうす条例(平成13年4月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の5第2号中「第7条ただし書」を「第7条」に改める。

第4条第1項中「施設のうちプレイルーム及びカラオケセット」を「施設」に 改め、同条第2項を削り、同条第3項中「プレイルーム及び前項の許可をする場 合における集会室」を「施設」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1号中「前条第3項」を「前条第2項」に改める。

第7条を次のように改める。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

第8条中「前条ただし書」を「前条」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	単位	使用料
集会室、談話スペース、和室、プレイ	1 日	1人200円
ルーム		
カラオケセット	1式	30分当たり100円

備考

1 プレイルーム及びカラオケセットの使用は、1日につき1回とし、その時間は、2時間を超えることができない。ただし、他に使用者がいないときは、この限りでない。

2 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規 定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による 地方消費税に相当する額を含む。

附則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。